

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第2号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第17条の2各号を次のように改める。

- (1) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案等の人身の安全に関わる事案の対策に関する企画、調整及び指導に関する事案。
- (2) ストーカー行為等の取締り、防止等に関する事案。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する事務及び犯罪の取締りに関する事案。
- (4) 行方不明者発見活動に関する事案。
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する援助に関する事案。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する援助に関する事案。
- (7) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）に規定する犯罪の取締りに関する事案。

第18条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 児童虐待対策室に関する事案。
- (3) 少年サポートセンターに関する事案。
- (4) 特命による少年犯罪の捜査に関する事案。

第20条第3号中「生活経済捜査室」を「経済関係事犯の取締り」に改め、同条に次の4号を加える。

- (4) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）に規定する犯罪の取締りに関する事案。
- (5) 環境犯罪その他の環境関係事犯の取締りに関する事案。
- (6) 保健衛生関係事犯の取締りに関する事案（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く）

く。)

- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の部課の所掌に属しない諸法令違反の取締りに関すること。

第51条第1号を次のように改める。

- (1) 外事対策室に関すること。

第51条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第57条の7を削る。

第57条の6第2項第3号中「保護に関すること」の次に「(児童虐待対策室の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条を第57条の7とし、第57条の5の次に次の1条を加える。

(児童虐待対策室)

第57条の6 少年課に、児童虐待対策室を附置する。

2 児童虐待対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 児童虐待対策に関する企画、調査及び指導に関すること。
(2) 児童虐待事案に係る調査に関すること。
(3) 児童虐待対策に関する関係機関等との連絡調整に関すること。
(4) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に規定する援助に関すること。

第64条(見出しを含む。)中「外事特別捜査隊」を「外事対策室」に改め、同条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 外国人及び外国人犯罪組織に関する警備情報の収集、整理その他当該警備情報に関すること(国際テロリズム対策室の所掌に属するものを除く。)

附 則

この規則は、令和3年3月19日から施行する。